ð

7

 \mathcal{O}

日本年金機構から、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。送付スケジュールは次のとおりです。

		発送時期	対象者
(1)	令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
	2	令和8年2月上旬	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。)

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関する概要、よくあるご質問(Q & A)等については、日本年金機構ホームページ(https://www/nenkin.go.jp/)に掲載されていますので、ぜひご利用ください。

また、同ホームページにお客さまからの照会に対してチャットの形式で自動的に応答する チャットボット(控除証明書相談チャット)も開設されていますので、ぜひご利用ください。

「社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」に関するご相談については、次のダイヤルでもお受けしています。

ねんきん加入者ダイヤル

電話番号 (ナビダイヤル) 0570-003-004 050 で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でかける場合は (東京) 03-6630-2525

<受付時間>

月~金曜日 8:30~19:00第2土曜日 9:30~16:00

・ 土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用できません。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけではなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

年金相談・手続きの際はご予約を!

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」を、ぜひご利用ください。

- ●予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
- ●お申込の際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。
- ●予約相談実施時間

月曜~金曜9:00~16:00土曜開所日10:00~15:00延長開所日9:00~18:00

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ!

0570-05-4890 月~金曜(平日)8:30~17:15

問合せ先

国民

(年金か

らの

お知

玉

民

年金保険料

は全額

が

社

一会保険

料

控

除

0

対象です

役場住民課戸籍年金係☎574‐2213番広年金事務所(帯広市西1条南1丁目)

新たに課税事業者となる方の届出

個人事業者の方で、新たに課税事業者(消費税の申告・納付が必要な方)となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書(基準期間用)」を提出する必要があります。

令和8年分において課税事業者となる方

令和6年分(基準期間)の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和8年分は 消費税の課税事業者に該当します。

※令和6年分とは、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

※令和6年分(基準期間)の課税売上高が1,000万円以下であっても、<u>令和7年1月1日から令和7年6</u>月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和8年分は消費税 の課税事業者に該当します。この場合、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を提出する必要があります。

なお、特定期間における 1,000 万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

※インボイス発行事業者である課税期間は、基準期間の課税売上高に関わらず、課税事業者となりますので、 「消費税課税事業者届出書」の提出は不要です。



簡易課税制度の選択の届出

令和6年分(基準期間)における課税売上 高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度 を選択することができます。

令和8年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、令和7年12月31日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

注

意

簡易課税制度とは

課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

○ 課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。

- 一般課税で申告される方(簡易課税制度の適用を受けない方)が仕入税額控除を 適用するためには、区分経理(取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理) に対応した帳簿および請求書等(区分記載請求書等)の保存が要件となります。
- 令和5年度税制改正により、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた場合に売上税額の2割を消費税の納付金額とすることができる特例(2割特例)や簡易課税制度を選択する場合の手続きに経過措置が設けられています。これらの詳細やインボイス制度に関しては、インボイス制度特設サイト(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm)をご覧ください。
- ※消費税の届出や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)をご覧いただくか、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、 十勝池田税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。
- ※「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」等の各種届出書は e-Tax でも提出できます。 詳しい手続については、e-Tax ホームページ(https://www.e-tax.nta.go.jp)でご確認ください。

(11) 広報とよころ Nov-2025